

憲法 Q & A

Q. アメリカの押しつけ憲法では？

A. 終戦直後の日本政府が作った憲法案は、ほとんど明治憲法と変わらなかったため、やむなくGHQ（連合軍最高司令官総司令部）が草案を作りました。その際、鈴木安蔵らの憲法研究会の案を大いに参考にしました。また、九条は当時の幣原首相の提案と言われています。その後、100日間を超える国会審議で徹底した修正を加えました。公布された憲法は国民に大歓迎され、今ではしっかりと国民のものになっています。

Q. 70年間戦争がないのは、日米安保条約や自衛隊のおかげではないか？

A. 安保条約は日米間の軍事同盟です。現在の国際情勢では他国に攻め込まれる危険性は少なく、むしろ大国の都合で戦争に引きずり込まれる危険性が大きいのです。そのため、世界人口の8割を占める国々が軍事同盟に加わらない選択をしています。軍事同盟は時代遅れなのです。もし、九条がなければ、自衛隊はベトナムやイラクで戦っていたことでしょう。

Q. 70年間も変わっていないので、今の時代に合わないのでは？

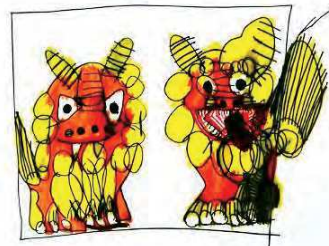
A. 憲法には国民がこうありたいと願う理想が書かれています。現実との間に差があるからといって理想を現実に引き下げていいでしょうか？その上、今の憲法は懐の深い構造を持っていますから、憲法に書かれていない課題は法律で対応できます。米法学者らが世界188か国の憲法を比較検討して、日本の憲法が世界で最先端だとのお墨付きを与えているのです。

Q. 北朝鮮や中国の脅威にどう対応するの？

A. 北朝鮮の核開発、ミサイル発射、そして中国の東シナ海、南シナ海での横暴は確かに大問題です。でも政府が脅威を煽るときこそ、国民は冷静にならなければなりません。日本の軍力強化は相手国にとり脅威ですから、それらの国の軍備を拡大させることになりかねません。まさに軍拡競争の悪循環です。北朝鮮を追い詰めたり、中国との小競り合いを大げさにすることは、かえって危険です。こういう状況こそ、軍力による対応ではなく、話し合い、外交の力での解決が大切です。

「安保法制廃止を呼びかける官前の会」呼びかけ人

石川建二（土橋・川崎市議会議員）
加藤孝充（鷺沼・浄土宗本願寺派浄照寺住職）
喜多麗（土橋・WE21 ジャパンみやまえ）
小池汪（宮崎・写真家）
齋藤良夫（五所塚・元川崎市衛生局長）
佐々木ゆみこ（平・神奈川県議会議員）
新城紀雄（宮崎・地区建築協定委員長）
背戸柳勝也（宮崎・秘密保護法を考える川崎市民の会）
田中光雄（宮崎・平和のための原爆展実行委員長）
田辺洋一郎（有馬・特定非営利法人シャプラニール理事）
茆原正道（鷺沼・弁護士）
茆原洋子（鷺沼・弁護士）
永野勝（有馬・宮前区まちづくり協議会副委員長）
西村光子（宮崎・地域で福祉を考える会）
新田純子（宮崎・作家）
林佐登子（小台・ママの会@神奈川、おでぶな会）
三谷昇（けやき平・俳優）
宮崎光雄（平・川崎医療生協理事）
村木正則（馬絹・脱原発・官前の会代表）
安岡重高（有馬・有馬療養温泉旅館代表）
山崎行紀（小台・歯科医師）
山本太三雄（馬絹・リニア新幹線を考える官前の会代表）
渡辺あつ子（官前平・川崎市議会議員）
渡辺啓二（馬絹・鷺沼キリスト教会牧師）



「社会福祉法人みのり会」平松春彦さんの作品

連絡先：「官前九条の会」
事務局 若原弘道（有馬）044-855-8896

もし 憲法が変わったら



「社会福祉法人みのり会」飛田直美さんの作品

あなたの暮らしは？
あなたの未来は？

自民党の
「日本国憲法改正草案」（平成24年4月27日決定）
を知っていますか？

「安保法制廃止を呼びかける官前の会」

自民党改憲草案で私たちの生活はどうなるの？

○明治憲法に逆もどり？！

現憲法の前文を全面的に書き換えています。「二度と戦争をしない」という「不戦の決意」と「平和的生存権」という憲法の原点が否定され、代わりに「長い歴史と固有の文化」が強調され、国民に「国土防衛」と「家族の助け合い」を求めています。

	日本国憲法（今の憲法）	自民党改憲草案
前文（の要旨）	<ul style="list-style-type: none"> 日本国民は、再び戦争の惨禍が起らないようにすることを決意する。 国民が主権者である。 全世界の国民は、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する。 日本国民は、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家である。 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守る。 和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。 活力ある経済活動を通じて国を成長させる。 良き伝統と我々の国家を子孫に継承するため、憲法を制定。

○天皇は再び元首？！

日本は、天皇を元首として戴く、「天皇中心の国」になります。

第1条	天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。	天皇は日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
-----	---	--

○「戦争しない国」から「戦争する国」？！

世界に誇る平和の旗印が壊され、「国防軍」ができます。日本が「戦争しない国」から「戦争する国」へと180度変わります。戦争は最大の生活破壊です。徴兵制も否定されていません。

第9条	<p>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>（1項は現憲法にほぼ同じ。2項以下を追加）</p> <p>2. 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p> <p>第9条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>3. 国防軍は、第1項に規定する任務を遂行するための活動のほか、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>5. 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、国防軍に審判所を置く。</p>
-----	---	---

○国民より国家が上？！

私たち国民一人ひとりよりも国家が、個人よりも公益が、大切にされる社会になります。「個人」が「人」に書き換えられ「個人の尊厳」があいまいになります。

第13条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。	全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。
------	--	---

○「表現の自由」がなくなる？！

私たちが自由に発言し、表現することが国により統制されます。自由にデモに参加したり、集会を開くこともできなくなります。公益に反すると判断された結社は作ることができません

第21条	集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。	（現憲法に2項を追加） 2. 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。
------	-----------------------------------	---

○介護などを家族に押し付け？！

家族の助け合いが義務になり、国の責任の福祉の供与が大きく後退します。家族を持たない自由（結婚しない自由）に社会的な圧力がかかります。

第24条	婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。	家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2. 婚姻は・・・（以下現憲法に同じ）
------	---	--

○首相に独裁権？！

緊急事態条項によって首相に法律の制定や財政の支出など全権を委任することになり、私たちの自由と権利が奪われます。ヒトラーが独裁体制を作ったのも「非常事態権限」を濫用した結果でした。

（該当する条項なし）	<p>第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害などの緊急事態において、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定できるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。</p>
------------	--

○改憲を容易に！

憲法を変える国会の発議を、現憲法の3分の2以上から過半数にして改憲をしやすくしています。憲法に手を縛られているはずの国会議員が自分たちの都合で憲法を勝手に変えることになりかねません。

第96条	この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。	この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。
------	--	--

○人権条項を全面削除！

自民党改憲草案では基本的人権に関する基本精神を謳った第97条を全面削除しています。

第97条	この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。	（全面削除）
------	---	--------

○国民を縛る憲法に！

憲法は本来私たち国民が政治家の手を縛るものですが、逆に憲法が国民の手を縛るものになってしまいます。

第99条	天皇又は摂政及び内閣総理大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。	（現憲法に1項を追加） 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。 2項は「天皇および摂政」を削除し、他は同じ
------	--	---